

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

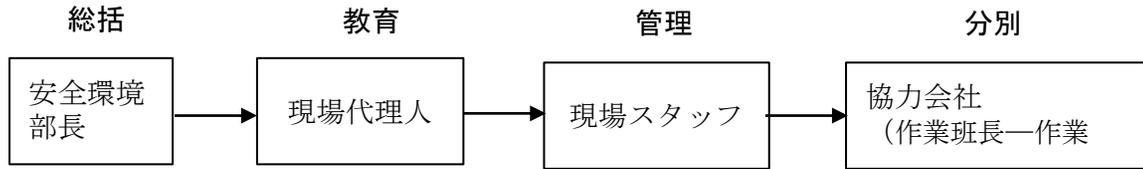
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月13日	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者 〒171-0033	
住所 東京都豊島区高田2-17-22 目白中野ビル5F	
氏名 株式会社タワーライン・ソリューション 代表取締役 大石 祐司 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-6371-8900	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社タワーライン・ソリューション 千葉県内の有期事業場
事業場の所在地	東京都豊島区高田2-17-22 目白中野ビル5F
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D08-設備工事業
② 事業の規模	完成工事高 4,095百万円 (令和5度実績 千葉県分)
③ 従業員数	50名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥→脱水(委託)→再生土材として再利用・廃プラスチック類→破碎,圧縮(委託)→再生プラスチック原料,固形燃料として再生利用・紙くず→破碎,圧縮(委託)→段ボール,紙原料として再生利用・木くず→破碎(委託)→製紙・ボード原料,固形燃料として再生利用・金属くず→圧縮(委託)→鋼材原料として再生利用・ガラス・陶磁器くず→選別・破碎(委託)→再生路盤材,ガラス原料として再生利用・がれき類,ガラス・陶磁器くず→破碎(委託)→再生路盤材,埋戻材として再生利用・建設混合廃棄物→選別・破碎(委託)→鋼材原料・再生路盤材として再生利用

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2992 t	61.82 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の分別による混合廃棄物の削減 ・ 分別置き場の設置 ・ 下請会社作業員への廃棄物削減、分別の教育実施 ・ 個人ごみの持ち帰りの推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	0 t	36 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生廃棄物の分別保管・分別処理を基本行動として、やむを得ない物を除き分別不良による混合廃棄物発生させないよう取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自らの再生利用実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自らの再生利用予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 自らの熱回収・中間処理予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自らの埋立処分又は海洋投入処分実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自らの埋立処分又は海洋投入処分予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2992 t	61.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	55.13 t
	再生利用業者への処理委託量	2992 t	61.82 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用可能なものは再生利用業者へ委託している。 ・処理委託契約にあたっては、業者に対し実地確認を確実にを行い、処理状況、処理能力を確認している。 ・極力優良認定業者と契約するよう努めている。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	0 t	36 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	27 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	36 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・現状の取組みを継続する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

